

久 御 山 町 農 業 委 員 会 会 議 録

1 . 開催日時 令和 6 年 8 月 5 日 (月) 午後 1 時 2 5 分

2 . 開催場所 久御山町役場 議会棟 4 階 特別会議室

3 . 出席委員

1 番	村	田	和	弘	
2 番	山	口	吉	広	
3 番	藤	本	直	樹	
4 番	上	田	幸	子	
5 番	岡	井	文	彦	
6 番	田	中	壽	嗣	
7 番	内	田	裕	夫	
8 番	石	塚	加	津	美
1 0 番	西	村	和	樹	
1 1 番	西	野	英	紀	
1 2 番	松	本	吉	博	
1 3 番	森		一	博	
1 4 番	加	瀬	千	代	
1 5 番	寺	内	一	郎	
1 6 番	戸	田	治	巳	
1 7 番	内	田	孝	司	
1 8 番	村	田	良	文	
1 9 番	樋	口	敏	昭	
2 0 番	林		吉	一	

4 . 欠席委員 9 番 西 村 九 三 男

5. 会議録署名委員 4 番 上 田 幸 子
 8 番 石 塚 加 津 美

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	奥	隆	宏
農業委員会事務局次長	藪	内	雄 基
農業委員会事務局	高	橋	華 寿 紀
農業委員会事務局	三	宅	七 聖

7. 議 事

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について (3 条許可)
議案第 2 号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の 確認について (納税猶予(出口))
議案第 3 号	旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の 決定について (所有権移転)
報告第 1 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出 について (4 条届出)
報告第 2 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出 について (5 条届出)

8. 会議の経過

(事務局長)

ちょっと早いけど、始めさせていただいてもよろしいでしょうか。それでは、令和6年第8回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

本日は西村九三男委員より欠席届をいただいておりますので、ご報告いたします。本日の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。

また、さる7月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

2番 山口委員

5番 岡井委員

6番 田中会長

11番 面野委員

事務局2名により実施しております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- | | | |
|-------|--|----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可) | 4件 |
| 議案第2号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況
の確認について(納税猶予(出口)) | 2件 |
| 議案第3号 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決
定について(所有権移転) | 2件 |
| 報告第1号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届
出について(4条届出) | 1件 |

(会長)	報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について（5条届出）	1件
	報告第3号	2アール未満の農業用施設建築（設置）届出について（農業用施設）	1件
	報告第4号	農地形状変更事業について（農地形状変更事業）	1件
	報告第5号	農地の使用貸借解約通知書について（使用貸借の合意解約）	1件

それでは、議事に入る前に本日の議事録の署名委員を指名します。4番の上田委員、それから8番の石塚委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、資料に基づきまして、議事を進めてまいります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●●委員)	議案第1号受付番号27から受付番号30の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。 本件該当地については、特に問題はないと思われます。
--------	---

(会長)	それでは、議案第1号受付番号27と受付番号28の案件につきましては、同じ世帯の案件ですので、まとめて審議をします。まず事務局より説明を願います。
------	---

(事務局)	それでは、議案第1号受付番号27について、議案書1ページをご覧下さい。 次に、議案第1号受付番号28について、議案書2ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。譲渡人、譲受人全て同じ世帯の方で、親から子に生前贈与される案件となっています。
-------	--

(事務局)

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書3ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号27及び受付番号28、この2件の案件について、ご意見ご質問等はございませんか。

家族内の贈与ですけど、よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号27及び受付番号28を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号29の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号29について、議案書4ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書5ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号29、この案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号29を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号30につきまして、まず事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号30について、議案書6ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書7ページをご覧ください。

なお、こちらの案件は譲受人が新規就農者ですので、現地調査の際に譲受人本人に来ていただき、現地調査委員と地元委員によるヒアリング調査を実施していただきました。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、新規就農者に対するヒアリングの実施をさせていただきました。その結果につきまして、その報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●●●委員)

新規就農者に係る事前ヒアリング調査の報告をさせていただきます。

農地法第3条許可の要件である効率的に耕作することができるか、農作業に常時従事できるか、地域との調和要件を満たせるか、などについて営農計画書をもとに譲受人に対してヒアリング調査を行った結果、特に問題ないものと思われます。

(会長)

議案第1号受付番号30の案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

(会長)

ただ今、現地調査のときにですね、新規就農者に対するヒアリングを実施いたしました。その報告を調査委員からお願いをしたわけでございますが、それも併せて参考にさせていただきまして、何かご意見ご質問等はございませんか、よろしいですか。

特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号30を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号に入ります。議案第2号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、納税猶予の出口ですね、終わられる方を議題とします。

まず、現地の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号2と受付番号3の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

該当地につきましては、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは、議案第2号受付番号2の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案2号受付番号2について、議案書8ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号2の案件について、ご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号2について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号3につきまして、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案2号受付番号3について、議案書9ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号3につきまして、ご意見ご質問等はいかがでしょうか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号3について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をいたします。

続きまして、議案第3号に入ります。議案第3号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、所有権移転を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号9と受付番号10の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

それでは、議案第3号受付番号9と受付番号10、この2件について、関連する内容ですのでまとめて審議をします。
まず事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号9について、議案書10ページ上段をご覧ください。所有権を移転する者の詳細については、議案書11ページの別紙をご覧ください。こちらは、所有者から農業会議へ所有権を移転する内容となっています。

続きまして、議案第3号受付番号10について、議案書10ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらが、京都府農業会議から担い手農家である譲受人に所有権を移転する内容となっています。

また、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書12ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の6ページをご覧ください。

会長よろしくをお願いします。

(会長)

議案第3号受付番号9と受付番号10、この2件につきまして、何かご意見ご質問等はありませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号9と受付番号10について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

本日の審議については、これで終わりたいと思います。これより報告の案件に入ってまいります。

- (会長) まず、報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について、4条届出、受付番号2を事務局より報告願います。
- (事務局) それでは、報告第1号受付番号2について、議案書13ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。
本件については、令和6年7月1日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。
会長よろしく申し上げます。
- (会長) ただ今、報告第1号受付番号2の報告がありましたけれども、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、続きまして、報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、受付番号4を事務局より報告願います。
- (事務局) それでは、報告第2号受付番号4について、議案書14ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の8ページをご覧下さい。
本件については、令和6年7月19日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。
会長よろしく申し上げます。
- (会長) 報告第2号受付番号4の報告が事務局からございましたが、何かご意見ご質問等はございませんか。

- (会長) よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、続きまして、報告第3号に入ります。報告第3号2アール未満の農業用施設建築の届出、受付番号2を事務局より報告願います。
- (事務局) それでは、報告第3号受付番号2について、議案書15ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。
本件については、令和6年7月8日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。
会長よろしくをお願いします。
- (会長) 報告第3号受付番号2の報告がございましたが、何かご意見ご質問等はございませんか。
- よろしいですか。農小屋の建築届出です、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。
- 続きまして、報告第4号農地形状変更事業、受付番号5を事務局より報告願います。
- (事務局) それでは、報告第4号受付番号5について、議案書16ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の10ページをご覧下さい。
本件については、令和6年7月19日付けで会長専決し、届出者に対して承認書を発行しましたことを申し添えておきます。
会長よろしくをお願いします。
- (会長) 報告第4号受付番号5の報告がございましたが、何かご意見ご質問等はございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、
続きまして、報告第5号農地の使用貸借解約通知書について、
受付番号3を事務局より報告願います。

(事務局)

報告第5号受付番号3について、議案書17ページをご覧ください。
内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の11ページをご覧ください。

本件については、令和6年7月1日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第5号受付番号3の報告がございましたが、この報告
案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは、本日予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

————— 午後1時45分 終了 —————